



保険証廃止後の運用について

令和6年12月17日
全国設計事務所健康保険組合



01	健康保険証の廃止について	06	資格情報のお知らせの回収
02	マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較	07	資格確認書
03-1	マイナ保険証	08	マイナ保険証利用登録解除
03-2	マイナンバーカードの保険証利用登録方法	09	健保組合への届出後の流れ
04	資格情報のお知らせ	10	資格取得届・被扶養者異動届の提出について
05	資格情報のお知らせの交付・回収		

01

健康保険証の廃止について

[背景]

健康保険証の新規発行が終了となり、今後はマイナ保険証による医療機関等の受診を基本とする仕組みに変わりました。

現在お持ちの健康保険証は経過措置期間の令和7年12月1日まで使用可能です。

[保険証の取扱い]

従来の健康保険証は新規・再交付ともに発行することはできません。

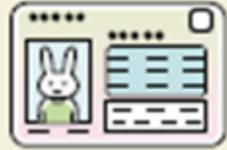
経過措置期間終了後は健康保険証を回収する必要はありません。ただし、健康保険証廃止日、令和6年12月2日から令和7年12月1日までに退職等をして資格喪失した方の健康保険証は回収する必要があります。

保険証の回収ができない場合は、回収不能届又は滅失届を添付いただく必要があります。

02

マイナ保険証

資格情報のお知らせ 資格確認書の比較

	マイナ保険証 	資格情報のお知らせ 	資格確認書 	健康保険証 
形状	マイナンバーカード	紙・カード型	紙・ハガキサイズ	プラスチック・カード型
交付対象	お住まいの市区町村へご確認ください	① 令和6年12月2日以降の加入手続きの方 かつ ② オンライン資格確認システムへのデータ登録(*3)が完了した方	オンライン資格確認を受けることができない方	① 令和6年11月29日以前の資格取得日の方 かつ ② 令和6年11月29日までに申請書が到着した方(*4)
取得方法	マイナンバーカードの入手後、本人が保険証利用登録を行う	資格取得手続き後、オンライン資格確認システムへのデータ登録(*3)が完了後に送付	資格取得時等もしくは交付申請書により発行	令和6年11月29日までに申請書が当組合へ到着
使用目的	医療機関を受診するとき	被保険者資格等の簡易把握や当組合の保健事業を利用するとき	オンライン資格確認を受けることができない方が医療機関を受診するとき	医療機関を受診するときおよび当組合の保健事業を利用するとき(令和7年12月1日まで)
有効期限	医(*1)	マイナンバーカードの有効期限	——	交付日から最長5年の予定
	保(*2)	——	資格喪失するまで	交付日から最長5年の予定
返却	——	——	資格喪失日が有効期限前の場合	令和7年12月1日以前資格喪失の場合

*1) 医療機関での利用について

*2) 当組合の保健事業での利用について

*3) 正確なマイナンバーおよび住民票やマイナンバーカードに記載されている氏名(漢字・カナ)、生年月日、性別、住所を届け出た方

*4) 申請に不備や記載漏れ等がない場合に限る

03-1

マイナ保険証



[マイナ保険証]

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナンバーカードの入手後、ご自身でマイナンバーカードの保険証利用登録を行う必要があります。

[有効期限]

マイナンバーカードには有効期限があります。

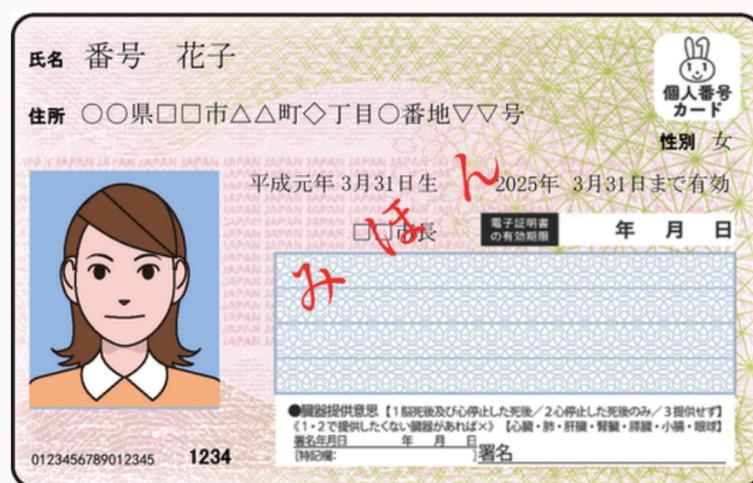
18歳以上の場合、発行から10回目の誕生日まで

18歳未満の場合、発行から5回目の誕生日まで

また、電子証明書の有効期限は、年齢に関わらず発行から5回目の誕生日までとなります。

03-2

マイナンバーカードの保険証利用登録方法



[マイナンバーカードの保険証利用登録方法]

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには以下の3つのステップが必要です。

STEP1.マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2.マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3.医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの証明写真機から申請する

STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする

04

資格情報のお知らせ



[資格情報のお知らせとは]

マイナ保険証にはご自身の保険者名・記号・番号等の被保険者資格に関する情報の記載がないため、資格情報を簡易に把握できるように記載した通知です。

[資格情報のお知らせの役割]

- ①マイナ保険証には被保険者の資格情報（記号・番号・枝番）の表示がないため、組合宛の保険給付の申請や健康診断の申込み等各種申請時に必要となる資格情報を通知するもの
- ②マイナ保険証で受診できない医療機関や医療機関のカードリーダーの機器エラー等、マイナ保険証と一緒に提示することで保険診療を受けるため

05

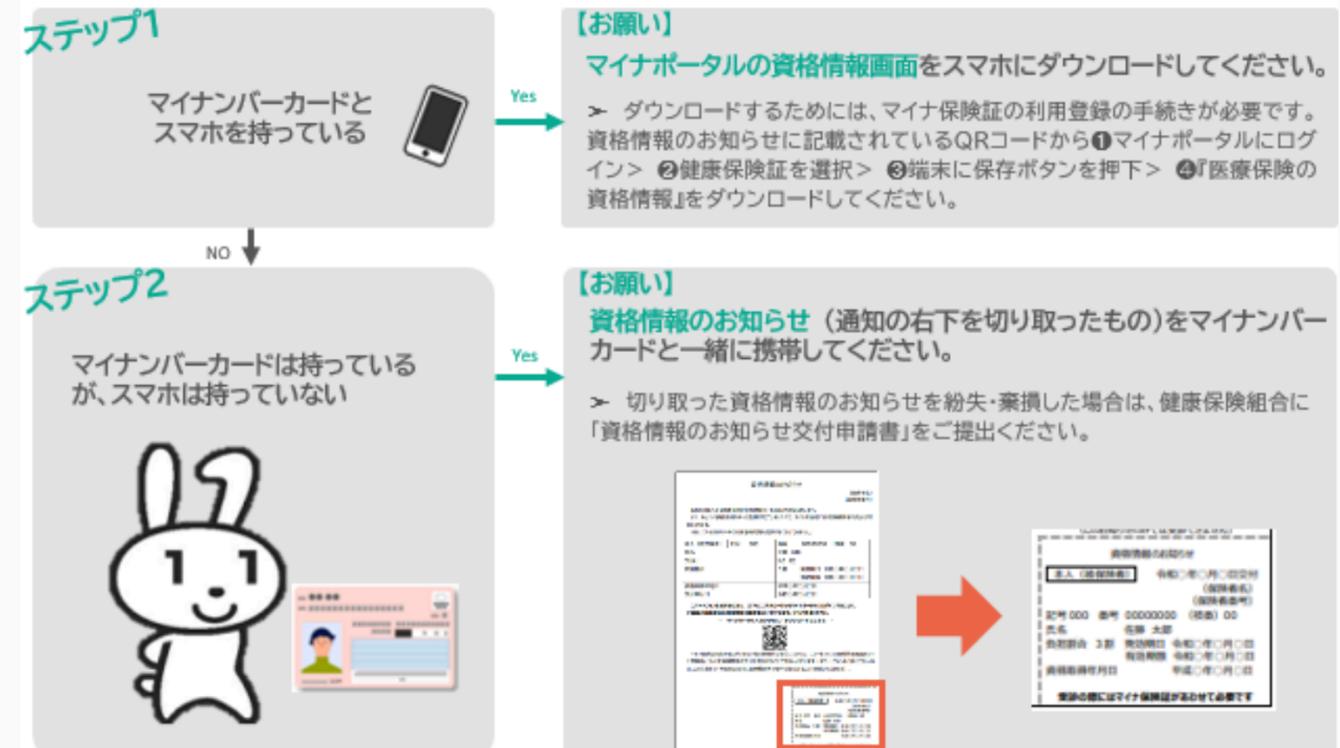
資格情報のお知らせの交付



[資格情報のお知らせの交付]

「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関の受診はできません。マイナ保険証が使えない場合に備え、赤枠部分を切り取り携帯してください。

なお、マイナポータルでの資格情報画面でも確認することができます。



06

資格情報のお知らせの回収



[資格情報のお知らせの回収]について

資格喪失者及び扶養からの削除において「資格情報のお知らせ」の返納はせず、自身で廃棄することとなります。
※資格情報のお知らせ単体では、効力を発揮するものではないため回収不要です。

07

資格確認書

健康保険資格確認書			
発行No. 100000001 本人(被保険者) 令和 6年12月 2日交付			
記号	5115	番号	554 (枝番) 73
氏名	健保 太郎		
性別	男		
生年月日	昭和50年 4月 1日		
資格取得年月日	令和 6年12月 2日		
一部負担金の割合 発効年月日	***	*****	
有効期限	令和 8年12月 1日		
保険者番号	0 6 1 3 5 7 8 4		
保険者名	全国設計事務所健康保険組 		
保険者所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-37-9 Tel. 03-3404-9545		

[資格確認書]

「資格確認書」は医療機関でマイナ保険証による保険資格の確認ができない状況にある方に対して、有効期限を設けて交付するものです。マイナ保険証での資格確認が基本ですが、資格確認書を医療機関へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

[マイナ保険証での資格確認ができない状況にある方]

- ・マイナンバーカードを紛失した方
- ・マイナンバーカードの更新手続き中の方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナンバーカードを作っていない方
- ・マイナンバーカードを返納した方
- ・マイナ保険証による受診に第三者（介助者など）のサポートが必要な方

08

マイナ保険証利用 登録解除

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書
全国設計事務所健康保険組合 殿
令和 年 月 日

フリガナ 氏名	生年 月日	大正・昭和 平成・令和	年 月 日
住所	(郵便番号) 市区町村		
連絡先	電話番号	E-mail	
解除申請者	被保険者等番号・番号 ※被保険者等番号、番号、支番を 記載してください。	被保険者等記号	番号
備考	マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請します。 ※マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。 ※利用登録の解除を申請した方には、保険者から資格確認書を交付します。解除後、医療機関・薬局を受診等される際には資格確認書の持参が必要です。 ※利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、1～2か月程度時間がかかる場合があります。 署名: _____		

(解除を希望する理由)

※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。
※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。
※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続きを行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考) 代理人により申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。
(注) 解除申請後から解除がなされるまでの間(1～2か月程度)に、別の医療保険等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に対し、自身が以前に加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください。

[マイナ保険証利用登録解除について]

・マイナ保険証の利用登録をした方で、利用登録の解除を希望する場合には、健康保険組合に利用登録の解除を申請する必要があります。申請を受けた健康保険組合が解除の手続きを行います。

ご希望の方は「マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除申請書」を当組合にご提出ください。

※マイナポータル上での解除の手続きはできません。

当組合での利用登録解除後、「マイナポータルの健康保険証の利用登録の申込状況」画面に反映されるまで1～2か月時間がかかることがあります。利用登録が解除されたことをご自身でご確認ください。

※当組合から個別での完了連絡はいたしません。

※申請はご本人の自筆による署名が必要となります。

マイナ保険証利用登録解除した後でも、再度利用登録の手続きを行うことは可能です。

09

健康保険組合への 届出後の流れ

マイナ保険証の利用ができるまで

- ・当組合にて資格取得等の届出受領



- ・中間サーバーへの加入者情報等の登録
(※中間サーバーとは、医療保険者向け国のデータベース)



- ・マイナ保険証へ連携 (届出受付から連携まで4～5営業日)

※対象となる個人がマイナンバーカードの保険証利用登録が済んでいることが必要です。

交付のタイミング

- ・「資格確認書」：資格取得届、被扶養者異動届等を受理確認、処理完了後、事業所経由で発行必要者に交付します。
- ・「資格情報のお知らせ」：中間サーバーへの加入者情報等の登録・マイナ保険証の連携完了後、事業所経由で交付します。
- ・マイナ保険証の利用開始のタイミングと「資格確認書」が届くタイミングは異なります。

10

資格取得届・被扶養者異動届の提出について

資格取得届・被扶養者異動届の提出について（お願い）

- ・被保険者資格取得届及び被扶養者異動届への個人番号の記載を必ずお願いいたします。

※個人番号が記載できない場合：5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住民票住所）を必ず記載してください。

旧様式の「資格取得届」「被扶養者異動届」でご提出いただいた場合で資格確認書が必要な場合、備考欄に「資格確認書要」と記載ください。

※旧様式の受付期間は令和7年6月1日まで

電子申請・CDでの申請においても、資格確認書の発行要否を被保険者へ確認のうえ、備考欄への記載をお願いいたします。

※日本年金機構の届出作成プログラムは、新様式への対応が令和7年1月頃となる予定です。